○雨竜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 27 日

訓令第 22 号

（目的）

第 1 条　この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、若い世代の本町への移住、定住対策及び少子化対策を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。

(2)　住居費　結婚を機に新たに町内で物件を購入、賃借する際に要した費用（事業期間に支払われたものに限る。）のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

(3)　引越費用　引越し業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに支払った費用をいう。

（助成対象世帯）

第 3 条　助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)　婚姻日における年齢が夫婦共に 39 歳以下であること。

(2)　申請時点で発行されている直近の所得証明書により、夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、記載する計算方法により算出した金額とする。

ア　夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(3)　対象となる住居が雨竜町内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が当該住居に住民票の住所を有していること。

(4)　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5)　過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

(6)　夫婦の双方が、町税等を滞納していないこと。

(7)　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額等)

第4条　助成金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、次の各号に定める額を上限とする。

(1)　夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯　60万円

(2)　前号以外の世帯　30万円

2　前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3　助成対象世帯に該当しなくなった場合の助成期間は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(助成金の交付申請)

第5条　助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、雨竜町結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書など婚姻日が確認できるもの

(2)　夫婦の所得証明書

(3)　貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(4)　物件の売買契約書(住居費における購入の場合)

(5)　物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書(住居費における賃貸借の場合)

(6)　住宅手当支給証明書(別記様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)

(7)　引越しに係る領収書(引越費用)

(8)　町税等の納入状況等確認同意書(別記様式第3号)

(9)　誓約書(別記様式第4号)

(10)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、雨竜町結婚新生活支援補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条　前条第2項により助成の決定の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに雨竜町結婚新生活支援補助金変更交付申請書(別記様式第6号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、雨竜町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書(別記様式第7号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条　助成対象者は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに雨竜町結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2　町長は、助成対象者から請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2)　助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3)　この要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第9条　助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条　町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2　助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

1　この訓令は、制定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附　則(平成29年3月15日訓令第4号)

(施行期日)

1　この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令による改正後の雨竜町結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年1月1日以後に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯について適用し、同日前に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯に対する助成金の交付については、なお従前の例による。

附　則(平成30年3月30日訓令第10号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附　則(平成31年3月11日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。